

長崎高教組新聞

発行
〒890-0013 長崎市川中町2丁目2番5号
長崎高教組会館
長崎県高等学校教職員組合
TEL (095)-827-5882
FAX (095)-826-2976
編集責任者 大場 雅信
購読料 第一部10円
組合員は組合費に含む
メールアドレス
naga-kks@fsinet.or.jp

県制

累計1544人分の署名を手渡し、

「教職員の声をしっかりと受け止めよ」と要求！

高教組は5月13日、賃下げ提案についての2回目の県教委交渉を行いました。交渉には、高教組から大場委員長をはじめ本部執行部5人と深松長崎支部書記長が、県教委からは松尾教職員課長他5人が参加しました。

交渉の冒頭で高教組は、新たに届いた賃下げ反対の署名293人分(累計1544人分)を

手渡し、「教職員の声をしっかりと受け止めてほしい」と県教委の誠意ある対応を求めました。しかし、県教委は「前回(5月2日)の提案内容で理解してもらいたい」「財源不足なのでやむを得ない」と全く前進のない回答を繰り返すばかりでした。

交渉の主な内容は次のとおりです。

憲法違反の賃下げを「臨時的措置だから」と容認することはできない

組：人事委員勧告がないのに賃下げを強行すれば、違憲性が問われることは前回の交渉で教育長も認識している。回答したが、そういう重大な問題をはらんでいる提案をしていることをどう考えているのか

県：提案の際に教育長も言ったが、今回の問題は元々、地方6団体全国知事会なども「本来あってはならない」と反対していたもので、その考え方は変わっていない。ただ、現実問題を見た

き、地方交付税法が改正され、交付税削減を含まないで、県としてやむを得ないという中で、国が言っているように、臨時的な措置という形で提案せざるを得なかった。人権尊重という姿勢は変わりはないが、今回は臨時的措置ということで理解して欲しい。

組：人権尊重と言いつつ、今回は人権なしに賃下げを提案しているのだから、到底理解できない。

なってしまうという状況なので、背に腹は替えられないということ、賃下げをお願いせざるを得なくなった。

「あつてはならない」と言いながら 国の思惑どおりになっていいのか

組：国が賃下げを押しつけること、そのために地方交付税を削減すること、国はあつてはならないという点は、県も組合も一致している。交付税が削減されたからといって、国が求めるおりの賃下げを行えば、国の思惑どおりになってしまふ。「あつてはならない」と言っているのだから、国の要請どおり賃下げを行う以外、国のやり方がおかしいということがまずある。憲法が規定している地方自治の理念にも反するやり方がされていることについて、「あつては

組：労働基本権は憲法が保障している基本的人権だ。憲法の人権保障にかかわる問題について、「臨時的なもの」ということで認めることになれば、人権保障の原則が崩れることになる。「臨時的」一時的だからがまんしない」ということにはならない。憲法による保障とはそういうものではない。



▲新たに届いた署名を松尾教職員課長(左)に手渡し大場委員長

ならない」と言いながら結果的に国の思惑どおりになっていいのか。

組：県としても、すでに当初予算を組んでこういうことをやりますということをやっている中で、それをやめて人件費にというのは、現実問題として説明がつかない。

組：他県で賃下げの提案をしているところはまだ少ない。その中でも、国どおりの賃下げにしていない県もいくつかある。

組：そこは、県の財政状況も含めて取り巻く環境が違ふので、それぞれ判断されているのではないかと思う。

組：国どおりの賃下げをしないことも可能ということだ。

「財源不足を全て職員給与削減で補う」という提案は納得できない

組：財源不足を理由にするのならば、なぜそれらを我々職員だけが背負わなければならないのか。全てを職員給与削減で補うという提案は納得できない。知事は、諫干の問題では国に対して反対の姿勢でものすごい対応をしている。それと同じことがなぜできないのか。

組：削減される側からすればそういうところが見えないけれども、ところがあるのかとは思いますが、事業費との兼ね合いでいえば、必要性があつて予算をつけているので、そこを組み合わせるまでということ、説明がつかない。

組：それでは全く納得できない。

組：こちらとしてはお願いますしかな。

組：国に地方公務員の給与までコントロールされて何の地方自治か。交付税を削減されたら削減されたで、国に賃下げするのはなく、地方自治に対する介入に抵抗する姿勢を示すべきだろう。

組：地方自治への介入になるので反対というのは、知事も前から言っているとおりに、今予算を付けている事業は予算で承認されているもの。片方では、国から人

組：諫干は事業の推進の關係。今回は、反対してきたけれど予算的に絞られてしまったということがあるので、知事も現実問題としてこう判断せざるを得なかった。

組：県財政のあり方の問題では、我々は長崎新幹線など不要不急の公共事業は減らすべきだということを大会決定でも掲げてきている。そういう予算は減らさず、我々の給与だけ減らすという提案に同意できるはずがない。県教委関係の新規事業でも、現場の教職員が望んでいないものもある。財源が足りないというのであれば、他に減らすものがないのか検討するべきだ。

組：国による押しつけの不当性を説明して理解を得るべきだ。このままの提案では到底納得できない。まだ交渉が予定されているのだから、次の交渉で新たな提案があつて仕切り直しという形を望む。本来は話にもならない提案なのだから。

組：そういう意味では、背景の部分の一定理解してもらっているのだから、こういう形で交渉のテーブルに着いてもらっているということにはよく理解している。要望があつたことに対して応えることができないかどうかも含めて考えてみたい。

※第2面に続く



▲現業賃金についての交渉 左側が高教組

現業職員についての県教委交渉 現給保障もなく賃下げが続いてきた 現業職にさらに賃下げ提案をするのか

5月13日は、教育職や行政職などと同様に賃下げを提案されている現業職の問題でも県教委交渉を行いました。交渉には高教組から大場委員長と本部執行部2人そして事務現業部から猪股部長と水上さん(川棚特支)、荒木さん(五島海陽)が参加しました。

交渉では、松尾教職員課長が「行政職などとの均衡を考慮して現業職でも同様の給与削減を提案した」と説明したため、高教組は、現業職が新給料表に切り替えられて大幅な賃下げになった際には、「給与構造改革」で他職にあった現給保障が行われなかったという経過

が、この切実な意見が出されまし

課長は現給保障がなかったことを認識していなかったことについて陳謝しましたが、「今回の削減そのものについては、状況を理解して欲しい」と回答するだけでした。高教組は、現給保障がなく、月額最大6万円もの削減があったこと、事務職に任用替えになった人は、任用替

えによってさらに賃金が下がったことなどを指摘し、これ以上の賃下げは受け入れられないと主張

他県の提案では 国に準じていないところもある

全教の調査では、5月17日までに賃下げの具体案の提示があったのは、22道府県ですが、その中には、国家公務員の賃下げとは違う内容で提案されている県もかなりあり

し、次回交渉に向けて再検討することを求めて交渉を終わりました。

◆岡山県での修正内容

○給料月額

大卒10年以上の教諭 7.77%減→4.77%減
教育職特2級以上及び行政職3～6級 7.77%減→7.65%減

○期末勤勉手当(ボーナス)

教育職全員及び行政職6級まで 9.77%減→削減なし

◆ボーナスを削減しない県

佐賀・群馬・鹿児島・富山

◆教育職1・2級はボーナスの5%加算の有無にかかわらず一律4.77%減

千葉・佐賀・山梨・宮城・山口・栃木・※長野(4.77%ではなく3.80%減)

※この他に、岡山・佐賀は教職調整額や産業教育手当・定通手当などの削減もなし

親会社による身勝手な廃業は許さない 職場を守ってたたかう

建交労「おおとり運送」分会の仲間たち

おおとり運送は昭和9年創業、佐世保では名の通った運送会社です。3月29日、経営悪化を理由に廃業を知らせる通知が建交労おおとり運送分会に提示されました。しかし、おおとり運送そのものは赤字ではなく、08年に鷹島建設に買収されて以後、おおとり運送の利益は、鷹島建設から吸いとられる状況が続く中、従業員は「お客様を大事にする社風づくりに邁進し、利益を拡大させてきました。それにも関わらずの廃業。この裏には、「おおとり運送からもうけを吸い上げるだけ、もうけのためなら何でもあり」の鷹島建設の意図があり、もともと会社所有地の売却が目的のおおとり運送の買収だっと考えられます。また、鷹島建設の推山会長は廃業の理由について「組合ができたから」と語っています。

この鷹島建設の横暴に對して、おおとり運送分会は県労連とともに、「偽装廃業」反対、事業継続のたたかいに立ち上がりました。おおとり運送は学校現場とも重要なかかわりをもっています。高教組本部の今泉執行委員は「佐世保・県北の吹奏楽部の楽器運送でおおとり運送

さんには大変お世話になっている。演奏に専念できるのはおおとり運送さんが楽器を大切に運んでくれるおかげです。安心感があります。これからもおおとり運送が仕事を続けられるようたたかいを支援していきます」と述べています。

▼メーデーで訴えるおおとり運送分会



県教委がハラスメント防止要綱(案)を提示

高教組は従来から、「ハラスメント防止要綱」を制定することを県教委に求めています。ところが、昨年の確定交渉で県教委から、従来のセクハラ防止要綱にパワーハラも含めた「ハラスメント防止要綱」を制定するという回答を得ていました。

そして、今年の春闘交渉で、県教委は「ハラスメントの防止要綱については、策定作業を進めていく」と案ができた段階で、協議したい」と文書回答し、これを受けて5月21日に、「県立学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱(案)」

を高教組に提示しました。「要綱(案)」には、「監督者の責務」「職員の仕事」の対応「相談員の責務」等が規定されています。また、「要綱(案)」とセットになる「要綱の運用について(案)」と苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についても指針(案)も提示されました。

この日の折衝で高教組は、「要綱(案)」等の内容について、①相談者が相談しやすいように、校内での相談員の選任のしかたを工夫すること、②弁

護士などの外部の相談窓口を設置すること、③校内研修がきちんと行われる内容にすることを求めました。県教委は「6月中旬に学校には通知し、7月からの各種の研修などで内容を周知徹底できるようにしたい」としています。今後「要綱(案)」等の内容を精査しながら、職場の意見等を含め、ハラスメント防止のための実効ある指針の策定に向け県教委と協議を続けていくこととなります。